

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

わが国では、急速に少子高齢化が進み、令和5年10月1日現在の総人口1億2,434万人に対し、65歳以上の高齢者数は3,622万人、高齢化率は29.1%と過去最高となっています。更に、団塊の世代の人たちが75歳を迎える2025年（令和7年）に向けて、高齢化率が30%に迫る勢いで進み、これまで経験のない本格的な超高齢社会を迎えようとしています。

こうした中、2025年（令和7年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ち安心した暮らしが持続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される体制の構築に取り組んでいるところです。

このように、社会全体で高齢者を支えるための仕組みづくりが求められる一方、介護保険料を負担する40歳以上の人口は減少することが見込まれ、今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者数がピークを迎える2040年（令和22年）を見据えた、持続可能な介護保険サービスの確保が課題となっています。

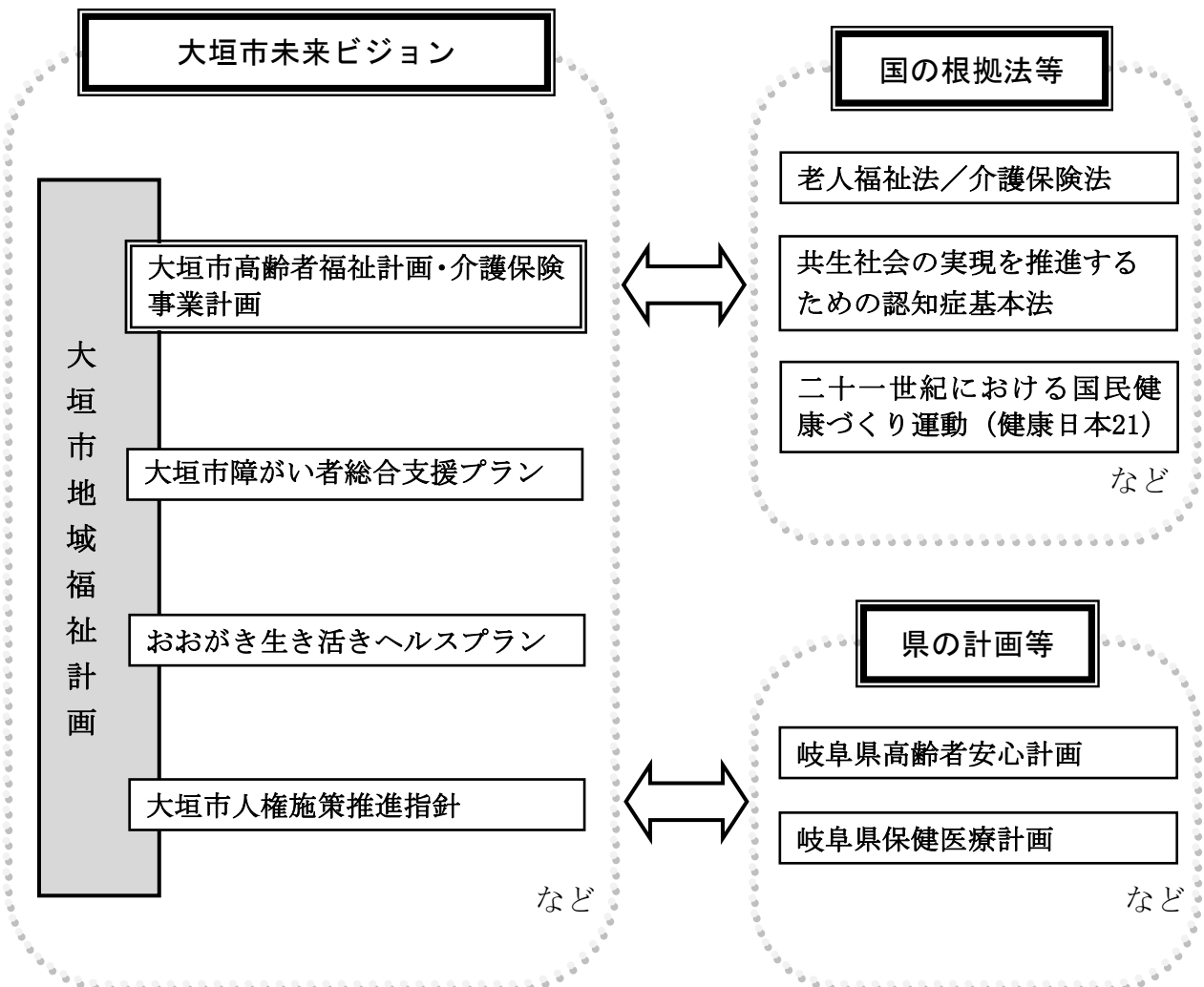
本計画は、これまでの計画の理念や考え方を引き継ぎ、2040年（令和22年）の本市における高齢社会の姿も視野に入れながら、今後3年間にわたる本市の取り組むべき高齢者及び介護保険関連施策や具体的な事業を明らかにすることを目的として策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

「第9期大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者の福祉に関する「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に規定する介護保険事業の円滑な実施に関する「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

本計画は、大垣市未来ビジョンの個別計画、大垣市地域福祉計画の分野別計画として位置づけられており、本市の未来都市像「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」を実現するため、保健、福祉等に関する事項を定める他の計画との調和を保ちます。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>※1</sup>」の達成に向けた取組等を勘案して策定しています。



# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■ 用語解説	
※1 持続可能な開発目標 (SDGs)	2015年(平成27年)の国連サミットで採択された、2030年(令和12年)を達成年限とする国際社会全体で取り組む目標。誰一人取り残さない社会の実現を目指し、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17のゴール(目標)が設定されている

### 3 計画策定の体制

#### (1) 被保険者や介護保険利用状況等の把握

計画期間中の被保険者数、要介護者数、要支援者数等の見込みを推計するとともに、介護保険制度の利用状況について、介護保険サービスの給付実績を基に介護サービス利用状況を把握し、今後の見込量を推計しました。

#### (2) 実態調査の実施

##### ① 大垣市高齢者福祉計画（第9期介護保険事業計画）実態調査

要介護認定を受けていない一般高齢者や、在宅や施設で介護サービスを利用している方に対して記述式のアンケートでサービスの満足度や今後の利用意向について調査を行いました。また、介護支援専門員や介護サービス提供事業所に対して、現在の介護サービスの提供状況や今後の意向を調査しました。

区 分	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者	1,500	982	982	65.5%
在宅要介護認定者	1,500	819	818	54.5%
施設利用者	507	284	284	56.0%
介護サービス提供事業所	132	89	89	67.4%
介護支援専門員	166	101	101	60.8%

##### ② 在宅介護実態調査

要介護者の在宅生活の継続や、介護者の就労の継続に有効な介護サービスのあり方を検討するため、主に在宅の要介護認定者やその介護者を対象に調査を実施しました。

有効回答数 634件

#### (3) 介護保険運営協議会の開催

計画策定組織として保健・医療・福祉の専門家、各種地域団体関係者や介護者の代表、公募による市民代表、介護サービス事業者代表等、幅広い分野の関係者を委員とした大垣市介護保険運営協議会を設置し、大垣市高齢者福祉計画（第8期介護保険事業計画）の進捗状況等を踏まえ、議論いただいた内容を集約し、本計画に反映しました。

(4) パブリック・コメント

市民や関係者の皆様から幅広いご意見を聴取するため、令和5年12月にパブリック・コメントを実施しました。

4 計画の期間

今回の計画については、団塊の世代が75歳を迎える2025年（令和7年）及び団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年（令和22年）の双方の介護需要を念頭に、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間を計画期間としています。

	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)	2030年度 (令和12)	..	2040年度 (令和22)	
未来ビジョン	第2期計画			第3期計画					..	
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期計画		第10期計画			第11期計画		..		
	(2040年(令和22年)までの見通し)									
地域福祉計画	第5次計画				第6次計画				..	

## 5 介護保険制度の見直し

### (1) 介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月）

国の社会保障審議会介護保険部会において、今後、85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減すると見込まれる中、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられました。

#### ① 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 1) 生活を支える介護サービス等の基盤の整備  
(在宅サービスの基盤整備、介護情報利活用の推進等)
- 2) 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現  
(認知症施策の推進、地域包括支援センターの体制整備等)
- 3) 保険者機能の強化（給付適正化、要介護認定等）

#### ② 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- 1) 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進  
(総合的な介護人材確保対策、生産性向上の推進体制の整備等)
- 2) 給付と負担  
(1号保険料負担の在り方、「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準等)

### (2) 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」における介護保険関係の主な改正事項（令和5年5月）

#### ① 介護情報基盤の整備

- ※ 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付ける。
- ※ 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする。

#### ② 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- ※ 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付ける。
- ※ 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表する。

#### ③ 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- ※ 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。

#### ④ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- ※ 看護小規模のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する。

#### ⑤ 地域包括支援センターの体制整備

- ※ 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする。